

重点事項推進WG 横断的制度分野担当SW 第2回会合
議事録（総務省ヒアリング）

- 1．日時：平成18年3月27日（月）16:30～17:15
- 2．場所：永田町合同庁舎1階第4会議室
- 3．項目：一定期間経過後の規制の見直し基準の策定
 - ・製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について
- 4．出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、原主査、安念専門委員、大橋専門委員、山本専門委員
総務省
消防庁 危険物保安室長 梅原 直
(以下「梅原危険物保安室長」という)

原主査 どうもお待たせしました。時間が45分という短い時間ですけれども、15分先にこちらから提出をいたしました質問に御回答していただく形で、御説明を伺って残りの30分で意見交換をさせていただけたらと思います。

まず、こちらの質問への回答の前に、基本的な法制度の枠組みのようなことを御説明いただいて、それで回答の方に移っていただけたらと思います。

よろしくをお願いします。

梅原危険物保安室長 消防庁の危険物保安室の梅原でございます。

お配りしている資料の2枚目に横長で「危険物施設の定期点検制度について」という紙があると思いますが、定期点検の制度につきまして簡単に御説明いたしますと、一定の数量を扱う危険物施設は市町村長の許可を必要とするということになってございます。

その際の許可の基準が位置、構造、設備の技術上の基準ということで、消防法の政令に定めてございます。こうした施設をおつくりになりたい。危険物の取扱いを行いたいという方は、こういう技術基準に適用するような形で申請をしていただいて許可を受けて、それで施設をおつくりいただきまして、最終的に完成検査を受けると。

完成検査の合否を判断する基準も、先ほど申しました位置、構造、設備の技術上の基準でございます。

完成いたしますと、その後、危険物の取扱いができるわけですが、消防法の中では、下に参考として第12条と書いてございますが、基準維持義務というのが施設の所有者等には課せられてございまして、許可の際に必要な位置、構造、設備の技術上の基準を維持しなければならない。当然でございますけれども、このようになってございます。

これを担保する意味で、14条の3の2と下にございますが、一定の施設について1

年に1回以上自主的に点検をしていただいて、記録を作成して保存していただくということになってございます。これが、定期点検の制度ということになってございます。

今、申しましたように、上の概要のところには、今、申し上げた内容が書いてございますが、消防法の10条の4項にある位置、構造、設備の技術上の基準に適合しているかどうかということを経営者の方が自ら点検をしていただいて記録するというものでございます。定期点検の方法でございますけれども、基本的に目視を確認をするということになってございまして、外から見て異常がないかどうかということを見ていただいて、異常がなければ、いついつ見てマルだったということを記録していただくというものでございます。

消防庁が、製造所等の定期点検に関する指導指針の整備という通知を出しているのですが、これはこうした定期点検制度ができて、これを受けて記録をつくっていただくわけですが、位置、構造、設備の技術上の基準は、例えば施設ごとに決まっておりますけれども、これが位置がどうであるとか、構造がどうであるということを項目ごとに整理をいたしまして、そこにマルバツが付けやすいように、そういう様式をお示ししているというものでございます。

ここに何月何日にやったらマルだったというようなことを御記入いただければ、自動的にそれが記録にもなると。決してこれは必ず使わなければいけないというものではございませんけれども、消防機関へもこういうものを示していて、一例としてこういうものがありますということをお示ししているというものでございます。

事例でございますが、もう一枚おめくりいただきまして、平成3年に出しました通知「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」という抜粋がございまして、各施設、たくさん施設区分がございまして、その下の段から次のページに至るような施設ごとにこういった表をつくっているわけでございます。

一例は3枚目でございますが、定期点検記録表という総括表がございまして、一枚飛びまして、例えば後ろから2枚目ですが、別記3-1というのがありますが「屋内貯蔵所（平家建）点検表」というのがあります。これは現物がこんなものだというものでございます。屋内貯蔵所というのは、いわゆる危険物を貯蔵する倉庫でございます。

それで、倉庫の基準が保安距離、保有空地から始まりまして、2枚目に至るまでこういうふうになってございます。それに対して点検内容は何をするのだと、保安距離であれば、一定の住宅までの距離を確保するというようになっておりますが、設置許可をしたときには住宅まで何メートル確保されていたと。それがその後、住宅ができていないかどうかというようなことを定期的に見ていただいて、目視でございますけれども、それで点検結果はマルなのかバツなのかということを書いていただくというものでございます。

ごらんいただきましたように、基本的には点検方法は目視でございますが、場合に

よっては実際に動かしてみるとか、必要があれば測ってみるというようなものは一部ございます。こういう点検表を施設ごとに全部用意をしているというものでございまして、これを使っていただく必要はございませんが、こういうものがあるということです。

この見直しでございますけれども、位置、構造、設備の技術上の基準、調査票をごらんいただいた方がいいかと思いますが、見直し条項というのは特に設けてございません。4番にございますように、なしということでございます。

定期的見直し条項がない理由でございますけれども、基本的には位置、構造、設備の技術上の基準、これが変わらない限りにおいては、点検様式というものを变える必要がないということでございます。

ただ、実態的には、いろいろな技術の進歩に合わせて、規制改革の要望等もございまして、位置、構造、設備の技術上の基準はかなり頻繁に改正をしておりますので、それに合わせて、これまでも改正をしているというのが実態でございます。

「5. 過去の見直しの経緯」というところでございますが、平成8年の後、10年、11年、13年、16年ということで、技術基準の見直し等に合わせて一部手直しをしていくという仕組みでございます。

したがって、見直しの理由に書いてございますように、一般にこれを見直している理由は、今、申し上げましたように、技術上の基準が改正されたことに合わせて必要になったことから見直しをする。あるいは点検方法の中には、一部何か測定をするというような特別な方法もございまして、そういった方法が目視以外の方法で技術革新でいいものが出てくれば、そういうものを採用される場合については、それに合ったような点検、記入要領というものを变えていくというものでございます。

見直しの範囲とその内容も、今、申し上げましたように、政令等の改正に伴って改正を行うか、ないしは技術進歩に伴って単独で見直しを行うと、こういう理由でこれまでも1年ないし2年に1回ぐらいずつ見直しをしていくと、こういう実態でございます。

根拠は3番にございますように、消防組織法の第20条に基づいて、都道府県や市町村に対する助言の一環としてやっているということで、これを必ずしも強制するというものではないということでございます。

御説明は、大体以上でございます。

原主査 ありがとうございます。御質問は、いかがでしょうか。

安念専門委員 御記憶の限りで結構なのですが、こうした通達、通知のたぐいで、かなりジェネラルなアプリカビリティと申しましょうか、スペシフィックなものではなく、かなり一般的な適用可能性を持ったもので、一定の時点ごとに総括的に見直しをするといったような条項があるような実例というのを何か御記憶でいらっしゃいますか。

それとも、まさにこの通知がそうであるように、どっちみち技術的な必要が生じた際には見直すのだから、そのような一般的な規定は、あえて置こうというような意識も余りないというようなことでしょうか。

梅原危険物保安室長 危険物規制の分野に関して申し上げますと、あらかじめ定期的に見直しをするというよりも、見直しをしていく頻度の方が高いというのが実態だと思います。

安念専門委員 その見直しの原因は、なかなか役所だけでは技術情報というのはそんなに直ちにわかるものではないと思うのですが、そういう業界というか、規制緩和要望のようなものが主たる情報源となりますか。

梅原危険物保安室長 2つございまして、1つは規制改革の御要望というのは、ここ十何年間毎年のように出ておりまして、危険物の分野も非常に多数の要望が毎年出てございます。その中では、政令ないし省令の技術基準を改正するというものが毎年のように出ております。

もう一つは、新しい技術が出てきて、今、やっております例で申し上げますと、バイオ燃料ですとか、水素燃料電池とか、そういうたぐいのものが今後出てくるかもしれないと。それは保安を確保するための規制の体系でございまして、出てきてから事故が起きて手当するのでは遅いので、世の中に出てくる前に、どういう対策が必要かということをごちやでも検討して、出てくる前に技術基準を改正していったりすると。制度を改正していったりすると。そういうこともやっております。

安念専門委員 そうですか。燃料電池の場合だと、少数ですけども実用化されていると、少なくともガス会社なんかは言っていますね。ああいうものについては、事業所で用いる場合の安全上の基準というのをかなり前に策定するわけですか。

梅原危険物保安室長 燃料電池は、基本的には水素でございましてガスですが、消防法の対象にしておりますのは、個体ないしは液体の可燃性物質でございまして。なぜ関連があるかということ、燃料電池自動車を世の中に普及させていくためには、インフラの整備が必要だと、水素スタンドをたくさんつくるといのは大変なので、既存のガソリンスタンドと一緒に作りたいということをご皆さん御要望としてお持ちになつております。

そうすると。ガソリンスタンドで従来の液体のガソリンのような可燃性物質だけを扱っていたところが、爆発性を有するようなものを一緒に扱うと。そのときに、従来想定していないような事故も起きるじゃないかと。あるいは、相互に波及効果もあって、両者の片方で起きた災害が一方に波及して、より大きな事故が起きないような対策は何があるかということをご先回りして検討しまして、それでガソリンスタンドに水素スタンドを併設できるような基準をあらかじめ整備するということはやっております。

原主査 それは、行政の中で先取的に判断をなさって改正へもっていかうと。

梅原危険物保安室長 規制改革に後れて出てきましたが、その前に、小泉内閣が始まってちょっと経ってから、燃料電池自動車というのは所信表明でも言われておりまして、関係省庁の連絡会議の中で、これを普及させていくためには、規制の見直しが必要だということで、各建築基準法とか、高圧ガス保安法とか、消防法とかそれぞれ自主的に見直しをするということになりまして、そこで研究を2年ほどして、昨年でしたか、改正しました。

原主査 関係省庁会議というのは、よく行政の中でおやりになっておりますけれども、そういうのがきっかけになって、こういった改正につながるというのは、この案件に限らず、かなり多いものなのですか。

梅原危険物保安室長 危険物の分野だけで処理できるものは、それでもいいのですが、例えば先ほど申し上げましたバイオ燃料なんか、農水省とか経産省とか、新エネルギーの一環として世の中に出てくるものでございますから、そことの整合を取らなければいけないということもあって、こうしたものは大体ほかの関連する役所の方と御相談をしながら、重複しているんなことにお金をかけてもしょうがありませんので、整理をしていっているというのは結構ありますね。

鈴木主査 ちょっと違うことを聞きますが、この指導指針というのは、性質上は何になるのでしょうか。行政指導ということになるのでしょうか。

梅原危険物保安室長 これは消防機関に対して通知をしておりますので、例えば定期点検を具体的に一例としてどんなふうにやったらいいのかとか、どんな記録を残したらいいのかという一つの見本といいますか、例です。

鈴木主査 この表は非常によくできたサンプルですという意味を持っておるだけで。

梅原危険物保安室長 少なくともやるべきことを網羅されていると。

鈴木主査 これと違う表とか様式で、例えば製造業者がそれをつくっても別にそれは一向に構わないということなのですね。

梅原危険物保安室長 これは、全部を網羅してございますから、例えば屋内貯蔵所という施設が、ある施設ではこれが全部適用になっていないものもあるわけがございます。御自分のところで言えば、こことここは抜かなければいけないというのがございますから、自分の施設に合ったものをおつくりになる方がいいと。

鈴木主査 これは、消防署が提出を受けるとか、チェックするとか、点検をするとか、そういうことは何かやっていますか。

梅原危険物保安室長 この様式に限らず記録は保存するということになってございますから、通常3年記録を保存するということになってございますので、定期的な点検が行われているかどうかは、立入検査を行った際に見せていただくということになります。

鈴木主査 そうすると、山本先生、これは今度の閣議決定によると、なお市町村に対してこの旨よろしく御指導いただきたい、ただし、これについてそのとおりにやる

必要はないということを書かなければいけない範疇に入るわけですね。

大橋専門委員 自治法上は、何条でしたか、助言ということですか。

梅原危険物保安室長 そうです。

大橋専門委員 技術的な助言と。

梅原危険物保安室長 はい。

鈴木主査 御案内のように、この種のものについては拘束力はありませんというように書いてほしいということで去年の答申で出して、間もなく閣議決定されますね。御存じですか。

梅原危険物保安室長 見たような気はしますが。

安念専門委員 ここは、拘束力云々を議論する場ではないけれども、やはり定期見直し規定というのは、少なくともこの種の分野では、余り意味がないという御認識というふうに了解してよろしいですか。

梅原危険物保安室長 はい。

安念専門委員 それは、やはり技術的な改正が非常に頻繁にあるので、網羅的に全部を見直しても余り意味がないと。

梅原危険物保安室長 基本的には、項目は変わりません。方法も基本的に目視でございまして、目視に変わる方法を何か新たに研究する必要があるかということ、余り必要性が出てこないのです。

安念専門委員 それは、そうかもしれませんね。

大橋専門委員 過去の見直しの経緯で、5回一応見直しをされているけれども、その中で比較的総合的あるいは規模が大きい見直しを行ったのはありますか。個別の規制改革から意見があったとか、非常に個別の強いものではなくて、少し総合性があるというようなものは。

梅原危険物保安室長 全体に関わる場所は余りないのですが、例えば平成11年の57号と書いているのがございます。平成11年6月ですが、S I単位系で全部そろえなさいということだったので、技術全部S I単位系にそろえたのです。

それで、一部圧力だとか何とかをはかるようなところがございますから、そこは形式的ですが、全部直したと。あと、例えば地下タンクの技術基準が直ったので、その部分を改正したというようなことで進んできています。

大橋専門委員 定期的な見直しが必要ないという御見解は、何となくわかるような気がするのだけれども、行政の在り方として、やはり自分たちが所管している行政というのが、本当にその法目的に従って行われているのかどうかということのある時期に見直すということは必要ないのでしょうか。問題がある、なしにかかわらず、やはり自分たちがやっている行政というのが、本当に有効に遂行されているのか、あるいは効率的に行われているのかどうかということについて、ある時期に少しチェックしてみるということは必要ないということなのでしょうか。

原主査 重ねての質問ですが、平成3年にこの通知を出して、平成8年から改正が始まっているわけですが、勿論いろいろな技術的な開発とかを見て、行政の方で適切に改正を随時行っているということになるのだと思いますけれども、いつも必ず行政が適切にやっているかどうかというのは、やはり疑問がありました。

今回、規制改革会議からいろいろ言われたのでやりましたという話がありましたけれども、声が大きいところとか大きい人から来ると、勿論見直しをやってみますということになるかと思いますが、例えば新しい法律をつくる時に、政省令の改正なんか、パブリック・コメントを取るという手法を取ったりしていますので、こういったたぐいのものについても、もう少し国民とか、当事者というのでしょうか、意見を聞くルートというのが整えられてもいいのではないかと思うのですが、その辺りはいかがですか。別にこれに限らず全体的に見ていらして。

梅原危険物保安室長 今日、御説明しました指針の整備という通知は、制度というよりは、むしろ一つの様式を、モデルをお示ししているところですので、なかなか見直しという必要があるものかなという気はいたします。

それから、実際には非常に定型的な施設であれば、このままお使いいただけるのですが、化学プラントのようなところは、それぞれ御自身のところに合わせて点検表のようなものをおつくりいただいているというのが実態だろうと思いますので、このモデルがそのままいっているわけでもないということでございます。

鈴木主査 しかし、定期見直しを入れるのが嫌だという御発言でもないのでしょうか。

梅原危険物保安室長 何を見直しするのかなというところが、余り見直しすべき事項がないのではないかと。

鈴木主査 御庁の点検も、そのような点検は製造所が常時やっていることなのです。その定期点検を御庁はやっておられるわけなのです。我々が言っているのは、まさに御庁のやっておられる定期点検と同じようなことを言っているわけで、必要に応じてやってきた個別の点検に加え、さらに定期的に点検したらどうかということです。

この必要というのは、どこかの要望があったとか、こういうようなところから何か言われたというのでやっているのでしょうか。

梅原危険物保安室長 様式の見直しをしてくださいという御要望は特にはないのです。基準の見直しをしてくださいという御要望があって、それが点検様式にもはね返ってくるということなのです。

鈴木主査 だから、例えばですが、行政が過剰な規制を要求していないかだとか、あるいは技術や危険度の変化、水準の向上などに応じて、きちんとした変更がされているかどうかとか、そういうチェック項目をつくって、それを定期で見直ししてくださいということです。定期的に見直ししたら、その見直し結果は、例えばどこかへ届け出ることにするわけですね。どこに届け出るのは別問題として。

それを届け出たら、この定期点検の制度は、現在、正常に作動しておりますとか、

あと3年間も正常に作動することを責任持ちますということを公表する、こういう仕組みの中でシステムはきちんとしていますということをハッキリするというのは、まさに定期点検と同じことなのですね。

だから、工場の定期点検と同じ意味で、通達の定期点検を個別の要望だけでやるのに加え、ある一定期間の後に、質問事項はここに書いてあるのと似たようなもので、今言ったような項目を挙げて、定期的に見直して、そして見直した結果をどこかに報告してくださいということにする。

例えば、それをパブリックにするというのもあっていいし、通達とか指導方針はきちんとして作動しています、今後3年間も多分作動するでしょうということをオープンにして、それで責任を持ってもらう。こういう仕組みを考えていくのに対しては、別にノーという理由はないでしょう。

梅原危険物保安室長 この通知の内容に関しては、定期的にする必要があるかどうかというのは、ちょっと疑問に思っています。

安念専門委員 わかりました。ちょっと、今、議論がすれ違っていて、これは実体的な規制そのものではなくて、それが決まったことを前提として、そのフォームはこうだよと、その一例を示しているだけだから、実体的な技術的な基準とは別に、これ自体を定期に見直したって、それはしようがないだろうという室長のお話でしょう。それはよくわかりました。

そこで相談だが、もっと川上にあるところの規制の実体的な中身を決めてあるいろんな法形式があるわけですね。それについては、3年に全部見直しましょうとか、5年に一遍は全部オーバーホールしましょうとか、こういう問題提起であったならばどうだろうと、こういうことだろうと思うのですが、ちょっと今日の議題からややそれてしまったので、そんな不意打ちをされても困るよとおっしゃるかもしれないが、これについてはどんなものでしょうか。

梅原危険物保安室長 危険物のいろんな技術基準は、石油とか化学とか、非常にコストにもはね返りますし、関心の高い規制の分野だろうと思っています。

非常に御要望もたくさん出ておまして、問題点は、消防機関も勿論ですが、事業者の方も日ごろお使いになっていて、許可を受けられて頻繁に変更されていると。

その中で、ここがこうならないのかという御要望は、定期ではなくて、例えば数か月に一遍とか、そのぐらいの頻度でお聞きしておりますから、その定期的な見直し以上に私どもはそうした御要望にも耳を傾けてやってきていると思っています。

ですから、そこから抜け落ちて不必要なものが残っているという認識は持っていないのですけれども、見直さなければならぬものが声がないために見直していないという意識は持ってございません。

安念専門委員 不必要なものがあれば言うてくるだろう、コストにも直結しているのだからと。

梅原危険物保安室長 勿論、我々も日ごろ、例えば消防機関の方は立入検査の中でいろいろ目配りをしておりますし、実態が合わなくなったものというのは事業者だけからではなくて、消防機関の方からもいろんな御要望を受けているということも実態でございます。

原主査 ただ消防という、ある程度特定の分野なので、意見というのはここから聞けばいいだろうということである程度見えますけれども、ほかの分野まで広げて見ると、例えばこの規制改革会議があって「あじさい月間」とか「もみじ月間」というので集中的に受け付けて、それでまた各省庁に持っていったりして、それでもここに持ってきていらっしゃるのは事業者などが多いわけで、一般の人たちが何か意見を持っていこうというときに、なかなかそういう開かれた場がないというところが全体的にあるように思って、そうすると、定期的な見直しというような規定が入っていれば、そういったところをめぐりに意見を言っていくとか、意見を集めるということも可能ではないかなと思うんですが。

梅原危険物保安室長 広く一般国民にいろいろな義務を課しているという法令ではなくて、ある一定の規模以上の事業者の方、ほとんどとっていいぐらい業界団体のようなもの、組織化されたところが規制の対象になっていきますから、いろんな御要望があれば、そこからお聞きしています。それから漏れてしまっているものがあると今までは思っておりませんけれども。

鈴木主査 ちょっと言い返すようだけれども、これだって例えば点検項目というのがこれだけあるけれども、この項目は設けなくてもよいではないかという見直しだっただけあり得るのではないですか。

梅原危険物保安室長 それは、元になる技術基準の必要性ということだろうと思うのです。

鈴木主査 それが変わってきたと。例えば、こういう項目がずっと続いてきたとしたら、今、網羅しておるとおっしゃったけれども、このうちのこれはもうやらなくてもよいではないかと。勿論これをやること自体が、これを全部やることは義務になるのか。

梅原危険物保安室長 その施設に実施される場合は、これはすべての基準を網羅するとこういうことになります。

鈴木主査 だけれども基本は消防法の、要するに維持しなければならないという基本であって、これの項目というのが、これだけをやっておれば維持されたことに一応なるというふうに思っておられるわけですね。

梅原危険物保安室長 そうです。

鈴木主査 思っておられるが、山本先生、その拘束性はどういうことになるのですか。これだけのものを見ないと、ほぼ満足しないという効力を、この指導方針が持つのか。

山本専門委員 あくまで法的には、法律の趣旨に従っているかどうかが重要なので、通知に従っていないというだけで違法にはならないと思います。

鈴木主査 だから、私はこれも昔からこういう書式にあったし、皆さんこれで慣れているからこれでやっていこうというのだけれども、これは幾ら何でも要らないではないかと、そういう意味で見直す必要はあるのではないかと。話は大きくて大きな話を言っているわけではないけれども。

梅原危険物保安室長 書き方とか、そういった点でございましょうか。

大橋専門委員 今、鈴木先生がおっしゃった、こういう項目は必要ないじゃないかと、あるいは少し過剰じゃないかと、そういう点の見直しをするための前提は、やはり技術基準が本当に適正なのかどうかということが、そういう観点からの見直しが前提になるということでしょう。

鈴木主査 それはそうですね。

梅原危険物保安室長 そうです。

山本専門委員 すみません、技術基準の方の話になってしまうのですが、技術基準を見直すときというのは、審議会か何かが入るのですか。

梅原危険物保安室長 一般的には、大学の先生とか、あるいは利害関係者、業界の方とか、消防の代表の方とかに御参画いただいて、そこで検討するというのが一般的なやり方でございますけれども、場合によっては審議会にかけるといってもございます。

山本専門委員 そうすると、プロセスとしては、大体初めに役所の方で、これはだめだろうと、これはいいだろうというのを振り分けて、その上で、これは本当に見直しが必要だなと思ったものについて、懇談会というか、研究会を組織して変えるというのが通常のパターンであるのですね。

梅原危険物保安室長 勿論、業界の皆様方に、いろんなデータをお持ちいただいて、それを評価するとか、そういったやり方もございます。

山本専門委員 その研究会とかの場をセットするか否かというのは、まずそちらの方でお決めになるということなのですか。

梅原危険物保安室長 基準の見直しに関してはですね。

山本専門委員 ええ、基準の見直しに関してです。技術基準に関して大体どれぐらいの時期で見直しているのですか。

梅原危険物保安室長 それは施設とか、施設の中の基準によって異なりますが、技術基準全体で言えば、ほぼ毎年のように見直しをしている。事故を契機にして見直しをするということもございます。御要望に応じて見直しをするといった場合もあります。先ほど申し上げました新しい技術に対応するための見直しという場合もあります。

山本専門委員 ある程度、そういう要望をためて、それで組織をつくって検討するという感じになるのですか。

梅原危険物保安室長 政令とかの改正でございますから、毎月やるというわけでもございませんので、1年に1回まとめてやるとか、そういうことになるかと思いません。

山本専門委員 定期的にまとめてやるという感じですか。

梅原危険物保安室長 はい。

安念専門委員 すると、実質的には、定期の見直しをやっているのと変わらないことになるのかな。

梅原危険物保安室長 定期の見直しよりは頻度が高いと。

安念専門委員 大体1年一遍たまったところでやる。それを定期見直しとは言わなけれども、実際の作業手順としては、それに非常に近いものだということなのですかね。

梅原危険物保安室長 最近は、特に事故が増えてきまして、事故防止のためにどんな新しい対策をやったらいいかということ、いろいろ業界の方等も頭を悩まして、そういう意味でいろんな新技術を活用した事故防止対策という技術革新に応じた改正なども行ってきてございます。相当増えていまして、一時の2倍ぐらいになってしまっています。

原主査 それは、またどういうところが原因で。

梅原危険物保安室長 原因は、例えば1つは施設の経過年数が長期化しているとか、それからこれは業界の方と多少見解は違うのですが、保安コストとか、保安にかかる人員の問題とか、教育の問題とか、それから一定の団塊の世代が卒業して、その技術ノウハウがうまく伝承されないとか、いろんな背景要因はあると思うんです。

大橋専門委員 その見直しというのが、どういうプロセスを経て行われているか、ちょっと知りたいものだから、一つの例として製造所等というものの中に、ガソリンスタンドというのは入りますか。

梅原危険物保安室長 はい。

大橋専門委員 では、ガソリンスタンドで自動給油をするようになったときに、当然のことながら製造基準にも影響が進むのではないかと思うのだが、どういう見直しをどういうプロセスを経てやったのか、簡単に教えていただけますか。

梅原危険物保安室長 セルフのことでしょうか。

大橋専門委員 セルフです。

梅原危険物保安室長 セルフは、当時規制緩和の要望が出ていたと思います。石油連盟とか、その辺りから出ていて、それを受けて消防庁の中に石油連盟とか、全国石油商業組合とか、ガソリンスタンドの組合とか、それから大学の先生とかを入れた検討会を2年か3年やったのだと思います。そこは2年ぐらいやっていたと思います。あとは、諸外国の実例を調査するとか、それから実験もやったのではないかと思います。

それでセルフで、国内で今までやっていた従業員の方が給油する方法に比べて、新しい危険要因は何かと。例えば静電気対策などは、従業員の方は帯電防止服を使っていて、いつも除電しているとか、ところが一般のお客さんはそんなことはなくて、今まで車を運転してきましたから、帯電した状態で給油すると危ないとか、それから慣れていないとあふれてしまうのではないかとか、そういう今までにはない事故の発生の可能性があるということ整理した上で、それをとどめていくためには、どんな対策が要るかという整理をして、業界の方の御意見も伺いながら、政令の改正をしまして、新しい給油装置とか、消火対策というものを盛り込んだ上で改正をしたという経過をたどってございます。消防庁の中の委員会として何年間か設置して結論を出したところでございます。

ただ、業界の中でもいろいろ検討会はされたのではないかと思います。ただ、ちょっと難しかったのは、石油連盟という元売り業界と、それからガソリンスタンドを抱える組合の業界、石商と言うのですが、ここはちょっと見解が異なっていたということもありました。

原主査 よろしいですか。では、今日はお忙しい中をありがとうございました。また、補足の質問が出てまいりましたらお願いするかもしれませんので、よろしくお願いいたします。